

パブリックコメントの結果について

募集期間：令和6年10月7日～令和6年10月31日

応募件数：9件

8人の方から延べ9件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
1件	0件	2件	4件	2件	9件

【文章修正等】・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】・・・既に記述済みのもの。

【検討】・・・制度の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】・・・反映が困難なもの。

【その他】・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

提出された意見等の詳細及び回答

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	ファックス	弘前市内に住所を有する人	<p>簡易宿泊施設を運営しています。宿泊料金が 3,500 円（税込）に対して現在入湯税を 150 円お客様から徴収しています。宿泊税導入となればお客様から 350 円徴収することとなり、安価に泊まれることが売りである簡易宿泊施設にとってはお客様減少の大きな理由になると考えています。</p> <p>また鍛冶町で飲んで運転代行を使わず宿泊して帰られる地元のお客様も多く、負担金額が上がると運転代行を利用するお客様も増えると考えられる。宿泊税には賛成だが、入湯税と宿泊税のダブル税金に対する減税措置を考えていただきたい。</p>	<p>宿泊税は、宿泊施設への宿泊に対して課税する法定外目的税であり、入湯税は、宿泊又は日帰りに関わらず、鉱泉浴場における入湯客に対して課税する法定目的税です。このことから、宿泊税と入湯税は、使途、目的、課税客体などが異なっている点、また、入湯税については、市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切である点を考慮し、宿泊税導入に伴う両税に係る減税措置は行わないこととしております。御理解、御協力をお願いいたします。</p>
2	メール	弘前市内に住所を有する人、弘前市内に勤務する人	<p>【1】使途（案）の「①観光資源の魅力の強化」に「災害時における市民等の安全・安心の確保」を挙げているが、これは「観光資源の魅力の強化」と関係ないのではないか？ 使途から除外する、もしくは④として防災・災害対策に関する項目を立ててその中に含めることを提案する。また、防災・災害対策に関する項目を新たに立てるのであれば、観光振興策のための宿泊税導入という建付けは再検討すべきである。</p> <p>【2】使途（案）の「①観光資源の魅力の強化」に「歴史的建造物や神社仏閣等の利活用」とあるが、この文面では歴史的建造物ではない「神社仏閣等」も利活用</p>	<p>【1】項目については、弘前市総合計画の観光施策の項目にそって整理しています。「災害時における市民等の安全・安心の確保」を「災害時における市民・観光客等の安全・安心の確保」に改め、その該当項目を②の観光客受入環境の整備促進の項目に変更いたします。</p> <p>【2】歴史的建造物と神社仏閣等の利活用を想定しており、「等」の中に教会も含まれております。</p> <p>【3】歴史、文化、伝統といった地域資源の代表例と</p>

			<p>すると解釈できる。その方針であるならば問題ないが、基本的には歴史ある建物であるがゆえに神社仏閣等を利活用するものだと思われるので、「神社仏閣等の」を削除し、「歴史的建造物の利活用」とすることを提案する。また、弘前市内には歴史あるキリスト教の教会も多く点在しているため、「神社仏閣」と明記するのであれば、教会も含めるべきではないか。</p> <p>【3】 使途（案）の「観光資源の魅力の強化」に「ねぶたまつりなどの歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援」とあるが、市内にはほかにも歴史、文化、伝統があるにもかかわらず「ねぶたまつり」のみを実名を挙げて取り上げる理由が分からない。ねぶたまつりの継承にこのお金を使うということは分かるが、他の歴史、文化、伝統にどの程度使い道として検討の俎上に載るのがこれでは不明瞭なため、安易に「ねぶたまつり」の実名を挙げなくても良いのではないか。「ねぶたまつりなどの」を削除し、「歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援」とすることを提案する。</p>	<p>して「ねぶたまつり」を明示しており、「など」には、その他の地域資源が含まれております。</p>
3	ファックス	弘前市内に住所を有する人、弘前市内に事務所等を有する人または団体等、弘前市内に勤務する人、弘前市	<p>税額に関して。10/3の説明会にて他の自治体、これから導入を検討している自治体を参考に一律200円に設定したと説明を受けました。</p> <p>また免税に関しては簡素化を理由に免税しない方向で検討していると説明を受けました。本日10/18</p>	<p>宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から「免税点※は設けない。」との弘前市宿泊税検討委員会での検討結果を踏まえ、導入自治体の事例や宿泊税導入に係る全体の税収額な</p>

		<p>に対して納税義務がある人、または寄附を行う人</p>	<p>の東奥日報の朝刊に宮城県宿泊税条例成立の記事を見ました。その内容に課税対象は一人一泊当たり6,000円以上の宿泊者が対象と記載されていました。弊社で営業している簡易宿泊は3,500円と安価な設定になっている。</p> <p>また入湯税150円を徴収しており、さらに宿泊税の200円を徴収すると宿泊者に大きな負担になる為免税を検討してほしいと10/3の説明会でも質問しましたが、そもそもの課税対象を宮城県と同様に〇〇円以上の宿泊者が対象となるように再検討していただきたい。</p>	<p>ど、総合的に検討し、「免税点は設けない。」こととしたものであります。御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※免税点とは:宿泊料金が一定金額以下のときには、課税しないこととする場合の、その金額のこと。</p>
4	わたしのアイデアポスト	<p>弘前市内に住所を有する人、弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人</p>	<p>【1】検討委員会の委嘱期間が5年間なのに、半年足らずで答申案の提出とは、理解できません。協議案件に対する内容も希釈だと思います。(例えばアンケート集計の不充分さなど)</p> <p>【2】課税対象、導入目的について・・・宿泊の目的は観光とは限りません。近年についてみても、冠婚葬祭などのために、宿泊施設を利用することが、とて多くなっています。乳幼児でも対象になるのは反対です。</p>	<p>【1】検討委員会の委員の委嘱期間は、制度の見直しなども考慮し、5年間としております。案件の協議につきましては、導入自治体の事例や宿泊事業者へのアンケート結果などを参考にしながら、宿泊事業者の負担や税収規模、用途(使い道)など、実効性のある制度となるよう弘前市宿泊税検討委員会において協議を深め、重ねてきたものであります。</p> <p>【2】「宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から踏まえ、広く負担を求めることが望ましいことから「免税点※は設けない。」との弘前市宿泊税検討委員会での検討結果を踏</p>

				<p>まえ、導入自治体の事例や宿泊税導入に係る全体の税収額など、総合的に検討し、「免税点は設けない。」こととしたものであります。</p> <p>このことから、宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、例えば、添い寝の場合は無料などにより、宿泊料金が発生しない場合は、課税対象となりません。</p>
5	わたしのアイデアポスト	弘前市内に住所を有する人、弘前市内に勤務する人、弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人	<p>温泉宿泊施設です。宿泊料が安いのが売りです。入湯税を預り、納付した際もクレーム（お客様から）が多く出ました。その上、宿泊税も頂くとすると客数の減少が加速するのはあきらかです。コロナ明けで稼働室数が増えたとはいえ、ここ数年の赤字をうめるにはまだまだ時間が必要です。宿泊税導入の延期あるいは、入場税を頂いている施設への課税減額などの配慮を検討下さい。</p>	<p>宿泊税は、宿泊施設への宿泊に対して課税する法定外目的税であり、入湯税は、宿泊又は日帰りに関わらず、鉱泉浴場における入湯客に対して課税する法定目的税です。このことから、宿泊税と入湯税は、使途、目的、課税客体などが異なっている点、また、入湯税については、市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切である点を考慮し、宿泊税導入に伴う両税に係る減税措置は行わないこととしております。なお、宿泊者に対して宿泊税の徴収の目的や税額、使途などを記載したチラシを市において作成し、ホテル、旅館などの窓口に備え付けていただきたいと考えております。御理解、御協力をお願いいたします。</p>
6	わたしのアイデアポスト	弘前市内に住所を有する人	<p>制度素案の使途…現在の「観光」予算でやりくりしているのではないのでしょうか。市の予算が足りないというのはきいたことないです。足りないのなら予算を足すべき。導入目的をみてもこの税の導入必要だ</p>	<p>全国的に人口減少と高齢化が進むなか、当市におきましても、歳入の減少や社会保障関係経費の増加など、今後、厳しい財政運営が予想され、これに伴い、将来にわたって観光振興関連予算の安定的な確</p>

			<p>と思えません、特別徴収義務者は現在の消費税の他に宿泊税も徴収・おさめることになり、宿泊施設など、どこでも人手不足の折、新しく徴収業務がふえる。しかも原則として毎月申告納入など、とても大変と思う。市民や宿泊事業者への説明はどれ位進めていたのか。市民の多くは私の回りでは知らないでいる。基本的に導入反対です。</p>	<p>保が困難になることが想定されます。このため、市が保有する豊富な観光資源を活用し、訴求力のある観光施策の実施に必要な財源として、安定的かつ持続的に歳入確保が見込めることができる宿泊税の導入の検討に至ったものであります。</p> <p>検討にあたりましては、学識有識者や宿泊事業者、公募市民などで構成する「弘前市宿泊税検討委員会」を設置いたしました。当該委員会において「今後さらなる観光振興を図っていくためには、宿泊税の導入が必要である。」との意見の整理がなされた上で、その導入目的、使途、税額などの検討項目をまとめ、9月3日に市長に答申書が提出され、その答申を踏まえ、本制度の素案を作成したところであります。</p> <p>この素案で、特別徴収義務者（宿泊事業者）の徴収事務に係る様々な負担を考慮し、「特別徴収事務交付金」の交付を検討しており、導入自治体は交付率を納税額の2.5%としておりますが、素案においては3.5%に引き上げております。</p> <p>この素案に対して宿泊事業者よりご意見やご質問をいただくため、宿泊事業者への説明会を10月に3回実施したほか、出席できなかった宿泊事業者に対しましては、説明会で配布した資料を送付しております。また、広くご意見をいただくため、市民や宿泊事業者に対しまして、パブリックコメントも</p>
--	--	--	---	---

				<p>実施したところであります。</p> <p>引き続き、お寄せいただいたご意見等は検討を進めていく上で参考にしていくとともに、制度の内容を広く周知してまいります。</p>
7	メール	弘前市内に住所を有する人、弘前市内に勤務する人、弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人	<p>1. 検討の経過について</p> <p>① 導入ありきの姿勢と導入動機</p> <p>(ア)この間の議会における宿泊税をめぐる市に対応宿泊税について議会一般質問で取り上げられたのは、令和元年第2回定例会がはじめでした。この時の観光部長の答弁は、「少額とはいえ、市内の宿泊者が近隣自治体の宿泊施設では徴収されない税金を負担することになることから、この負担を嫌って近隣市町村に宿泊し、結果的に宿泊者数が減少する可能性があることや、宿泊施設の経営者が、近隣市町村の宿泊施設との価格競争の過程で宿泊税相当額の値下げを余儀なくされ、損失をこうむる可能性があることなどから、先行事例の動向等を注視してまいりたいと現在は考えております。」でした。ところが、令和5年第3回定例会で、答弁に立った市長は「導入目的や財源の規模及び用途の妥当性等を積極的に検討していく必要があるものと考えております。」としたうえで、「豊富な観光資源を活用し、観光振興を図っていくために必要な財源を安定的に確保する一つの方法として、宿泊税の導入は非常に有効であるものと</p>	<p>全国的に人口減少と高齢化が進むなか、本市におきましても、歳入の減少や社会保障関係経費の増加、さらには老朽化した公共施設の更新費用の捻出など、今後、厳しい財政運営が予想され、これに伴い、将来にわたって観光振興関連予算の安定的な確保が困難になることが想定されます。このため、市が保有する豊富な観光資源を活用し、訴求力のある観光施策の実施に必要な財源として、安定的かつ持続的に歳入確保が見込めることができる宿泊税の導入の検討に至ったものであります。</p> <p>検討にあたりましては、学識有識者や宿泊事業者、公募市民などで構成する「弘前市宿泊税検討委員会」を設置し、本年3月から8月にかけて議論を重ねてまいりました。その結果、当該委員会において、「今後さらなる観光振興を図っていくためには、宿泊税の導入が必要である。」との意見の整理がなされた上で、その導入目的、用途、税額などの検討項目をまとめ、9月3日に市長に答申書が提出され、その答申を踏まえ、本制度の素案を作成したところであります。</p>

			<p>捉えております。このことから、先行事例の調査を進め、関係機関や団体、関連事業者との意見交換などを行い、積極的に導入に向けての検討を進めてまいります。」というものでした。極めて前のめりの姿勢です。しかし、議会答弁にみるこのような市の姿勢の変化については本来説明があつてしかるべきですが、令和元年第2回定例会での答弁から何を根拠に姿勢が変わったのか全く説明されていません。しかも、質問に立った議員が「例えばですが、税額を一律200円と仮定した場合、単純に計算して年間約1億2千万円の税収が見込まれるということになると思います。」と宿泊税の予定額をまるで予見していたかのように質問し、これに対して市長は「今の坂本議員からの提案でいくと、1億2千万円の財源として生かしていけるということ。」と、その額について仮定の話ではなく、「1億2千万円」を既に予定しているかのような答弁をしています。</p> <p>以上のような経過を見れば、議会に対する説明も不足し、加えて、導入する前から額ありきの姿勢が如実に伝わってきます。このような市政運営には賛成できません。</p> <p>(イ) 導入動機</p> <p>現市長が観光部長に就いていた期間には、観光に関する予算が少ない、少なくなるという報告等は</p>	<p>この素案に対して宿泊事業者よりご意見やご質問をいただくため、宿泊事業者への説明会を10月に3回実施したほか、出席できなかった宿泊事業者に対しましては、説明会で配布した資料を送付しております。また、広くご意見をいただくため、市民や宿泊事業者に対しまして、パブリックコメントも実施したところであります。</p> <p>宿泊事業者等の御理解と御協力をいただきながら、また、様々な広報媒体等を活用して広く周知を行い、本制度が適切かつ円滑に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
--	--	--	--	--

			<p>切なかったように思います。宿泊税事業者説明会資料では、「市予算に対する観光費の減少」と項を設けて、その中で「当市においても市税収入の減少と社会保障関係経費の増加が顕著となっており、これに伴う形で観光費の割合が将来にわたって減少していく」と、「社会保障関係費」を特定して取り上げ、そのために観光費が割を食っていくという構図を描いています。「社会保障関係費」は生活していくうえで最も基礎的な費用であることから、この費用を引き合いにして財政難を論じるのは如何なものでしょうか。自治体は住民の福祉の向上に寄与することが第一義的に求められています（地方自治法）が、その姿勢が問われます。しかも、「市予算に対する観光費の減少」とは「観光費の割合が将来にわたって減少していく」ということで、額ではなく割合のことを指しているのでしょうか。イメージ操作ともとれる手法を用いるのも如何なものでしょうか。</p> <p>②市事務局による検討委員会の議論の誘導</p> <p>（ア）アンケートの取り組みと検討委員会への報告</p> <p>第2回検討委員会に報告された宿泊事業者へのアンケート結果を見ると、回収率は43.6パーセントで、半数以上の対象者からの回答がない状態でした。担当課職員に尋ねたところ、回答期限までに回答のなかった対象者への回答を促す催促は行わなかった</p>	
--	--	--	--	--

		<p>とのことでした。しかも、このアンケートには宿泊税導入に「賛成」「反対」の意思表示の設問はなく、その理由について、議事録に寄れば「現在、検討委員会で導入について検討している段階のため、今後、宿泊事業者の方々には丁寧に説明していきたいと思っております。」と事務局が述べています。もとより、導入ありきの姿勢で設置された検討委員会であることが委員にも事前に周知されていなかったというものです。加えて、アンケートでは宿泊税の税額についての設問があり、宿泊事業者からの回答は100円が40.4パーセント、200円が7.7%というものでした。しかし、答申では「一律200円」と結論しました。また、このアンケートの自由記載を報告したページには、反対との意見が「安さが自慢の宿のため、一律課税は反対です」「導入は反対だが、進めるのであれば、導入目的や用途の丁寧な説明を行ってほしい」の2件だけだったような報告です。</p> <p>私が情報公開請求で入手したアンケートの自由記載欄には、この他に「有名観光地と同等にするのはまだ早いと思います。もっと魅力のある観光地に格を上げてからでも良いのでは？と思います。」の他、「宿泊税の導入には、反対です。」「宿泊税はいらない。宿泊税のないところにばかり宿探しします。」「私的には反対です。弘前市の中央にあるホテル、旅館などは良</p>	
--	--	---	--

			<p>いかと思いますが、交通の不便な所は、なかなか足を運ばないのは事実です。また、光熱費など高騰している事も理由です。今は、入湯税だけで宜しいかと思えます。」「やる必要がないと思われる。」「導入には反対です。」と、導入に反対する意見が多数見られました。そうであるにもかかわらず導入に積極的な意見は5件も報告しています。これでは、以下に述べるような議論誘導との評価を甘受すべきといわざるを得ません。</p> <p>(イ) 検討委員会資料への記載による検討委員会の議論誘導</p> <p>検討委員会の議論はあくまでも検討委員会が独自に進め、結論を得るのが社会通念上妥当であり、市が検討委員会の議論を誘導するようなことがあってはならないと思料されますが、例えば第3回検討委員会資料を見ると、例えば「【弘前市の考え方(案)】上表のとおり、課税客体は民泊施設も含めることとしたい。」「【弘前市の考え方(案)】上表のとおり先行自治体と同様としたい。」「【弘前市の考え方(案)】宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点については、設けないこととしたい。」「【弘前市の考え方(案)】弘前市では修学旅行生の宿泊実績が非常に少ないことに加え、</p>	
--	--	--	---	--

			<p>宿泊事業者の事務が煩雑になることが想定されることから、課税免除は設けないこととしたい。」「【弘前市の考え方(案)】多くの自治体が5年の期限を設けていることから、本市においても5年を基本として検討したい。」等の記載が各ページにあり、その方向で結論していった経過が窺えます。</p> <p>(ウ) 導入目的との齟齬</p> <p>第2回弘前市宿泊税検討委員会において、委員から宿泊税の使用目的について質問があり、これに対して事務局は「既存の事業には、充てるのは望ましくないとされています。ですから拡充ですとか、新規ですとか、そういったものに当てるべき税金だというふうに示されております。」と答えています。そうすると、宿泊税導入の動機について上記のとおり検討委員会には「市予算に対する観光費の減少」や「観光費の割合が将来にわたって減少していく」と説明していますが、そうではなく、新規事業を行なうために必要な財源を得ることが目的だと解されます。導入目的の真実はどちらなのか、きちんとていねいに説明すべきです。</p> <p>【小括】</p> <p>以上の状況からすれば、弘前市宿泊税検討委員会が委員会独自の議論を進める中で答申をまとめていったという以上に市が議論を誘導していったものと</p>	
--	--	--	---	--

			<p>いわざるを得ないものであり、導入目的の説明にも齟齬があるといわなければなりません。</p> <p>このような手法を用いて付属機関である検討委員会を利用するのには全く賛成できません。</p> <p>2. 答申に対する意見</p> <p>①「1 当委員会では、宿泊税の導入に向けて、市民、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者から理解が得られることを念頭に、弘前市ならではの制度内容をまとめたところである。」について上述したように、アンケートの回収率も50パーセントにも到達せず、導入ありきの姿勢での議論を行っていたことからすれば、「市民、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者から理解が得られる」ものとは到底言えず、このような結論を押し付けるのは市における民主主義の在り方が問われるものといわざるを得ません。加えて、検討委員会設置からおよそ半年で結論を得ようとしたのはあまりにも拙速すぎです。</p> <p>②とりわけ、3回行われた宿泊事業者向け説明会の出席状況は、地元紙の報道によれば112施設のうち25施設から35人というものでした。このような出席率は本件についての事業者の反対意見の表れなのではないでしょうか。そして、答申では「市民や宿泊事業者等に対する宿泊税の導入目的、使途、税額</p>	
--	--	--	--	--

			<p>などの丁寧な説明や意見聴取、並びに周知活動」を行なうことを求めています。果たして9月末から10月初めにかけて行った説明会だけで「説明した」とするのでしょうか。</p> <p>③仮に導入をするということで方針決裁することになった場合、今後条例が検討されなければなりません。</p> <p>10月4日に宿泊税導入をすることとなった仙台の事例を見ると、納税しなかった場合の罰則が盛り込まれていて、宿泊事業者に立替払いが強要され、払わなかった場合にはその罰則は1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金となっていました。事前にそのことは宿泊事業者の説明されていませんでした。また、このように納税義務者は結局宿泊事業者ということになってしまいます。外形的には宿泊事業者は宿泊者から宿泊税を預かって市に納税するというふうに見えますが、実質的には実務と納税を宿泊事業者に強要するものです。宿泊者が宿泊税の支払いを拒否してもその宿泊者に対する罰則はありません。宿泊事業者が赤字経営でも担税義務が発生するというのでは消費税と同様に事業者を苦しめるものにほかなりかねません。</p> <p>3. 結論</p> <p>以上のとおり、議会への説明も不足し、あまりにも</p>	
--	--	--	---	--

			拙速で議論誘導が行われた検討委員会で得られた答申であることから、本件答申は一旦撤回するべきものです。	
8	メール	弘前市内に住所を有する人	<p>他市の宿泊税制度を確認すると、修学旅行などの学校行事に参加する児童、生徒について課税免除としている自治体がありますが、この素案を見ると、課税免除は設定しないこととしております。</p> <p>課税免除とする条件を増やすと税収の減少につながるとはいえ、弘前の将来を担う市内小中学校に在籍する子供たちの成長を阻害しないよう、市内宿泊を伴う学校行事を免除してほしい。</p>	市では、市総合計画において地域の未来を担うひとづくりをリーディングプロジェクトに掲げ、子どもたちが弘前への愛着と誇りが育まれるよう学習環境の整備・充実を進める。と記載されているため、課税免除について検討いたします。
9	わたしのアイデアポスト	弘前市内に住所を有する人	<p>「宿泊税」素案に関する所感</p> <p>宿泊税には、弘前市の税収、人口減などの現状からみて賛成せざるをえない。</p> <p>近年の宿泊の多様性、旅の目的の変化に、旧来のホテル・旅館では応えられない時代にきている。出遅れては、将来の人口減の推移から見て貧乏自治体から脱するチャンスはなくなるであろう。</p> <p>旅人は、宿泊主体で、その土地の生活を楽しみ、中長期に家族や仲間と滞在する。自然の景観に触れ、体験し、癒やされ、喜びを感じる。そして、弘前に強い愛着を持つようになるのです。</p> <p>小さな一軒やですが、印象的な客の言葉を紹介する。「ここに滞在していると、あれほど嫌いであった</p>	<p>「導入の目的」について</p> <p>弘前市宿泊税検討委員会におきまして、既に宿泊税を導入している自治体の例などを参考にし、まとめた内容であることから、素案の導入目的のとおりとしてまいりたいと考えております。</p> <p>「税額」について</p> <p>弘前市宿泊税検討委員会からの「一人1泊、一律200円が適当」との意見を踏まえ、宿泊税を導入している自治体の税額をもとに、当市のケースにあてはめて試算した場合の税収額や徴収事務の負担、さらには課税の公平性の観点から、適当な金額と考えております。</p>

			<p>虫にも優しくなれる」一幸福を経験できる人ほど環境に配慮した行動をとれるのです。「弘前生まれですが、都会で家族をつくったが子ども達をつれて実家に帰れないのです」一多人数で泊まれるスペースも設備も今の実家にはないのです</p> <p>期待される自治体になるためには、莫大なお金が必要です。一律 200 円、1 億 2 千万円ではとても間に合わない。</p> <p>再考して欲しい項目</p> <p>「導入の目的」</p> <p>素案は、その通りですが、どこの自治体も同じで、弘前市の独自の表現を考えて欲しい。沢山のお金を集めて、旅人の幸せと市民の究極の将来像「あじまし」には外部からみたら目的外であっても躊躇する事なく使って下さい。ただし、「あじまし」は、「あずましい、あづましい」ではなく「安心立命」を語源とする表現です。英語では well-being で外国人にも理解しやすい。宿泊税は観光・お金の注目するが、旅人と住民の「あじまし」にあることを明確にした方が津軽らしい。</p> <p>「税額」 1 泊につき一律 200 円では、一見公平に見えるが、税は、高い収入を得た側で高い税を払うべきです。税の公平のためにも収入の率、収入の額で段</p>	<p>「免税点」</p> <p>「宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることが望ましいことから「免税点※は設けない。」との弘前市宿泊税検討委員会での検討結果を踏まえ、導入自治体の事例や宿泊税導入に係る全体の税収額など、総合的に検討し、「免税点は設けない。」こととしたものであります。御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※免税点とは:宿泊料金が一定金額以下のときには、課税しないこととする場合の、その金額のこと。</p> <p>「課税免除」</p> <p>番号 8 への回答に同じ。</p>
--	--	--	--	---

			<p>階的にして下さい。資源を多く消費する事業所はそれに応じた税を払うのは当然と考える。一定額以下には無税としてもよい。税収を増やすために、再考して欲しい。</p> <p>「免税点」 設定して欲しい</p> <p>「課税免除」 設定して欲しい</p>	
--	--	--	---	--